

加古川市まち・ひと・しごと創生戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 加古川市におけるまち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に計画し、推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、加古川市まち・ひと・しごと創生戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 加古川市人口ビジョン及び加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等に関すること
- (2) まち・ひと・しごと創生の施策の企画及び効果検証に関すること
- (3) その他まち・ひと・しごと創生の推進に必要な事項に関すること

(委員)

第3条 戦略会議は、市長及び市長が選任する委員で構成する。

- 2 委員の任期は、選任の日から平成28年3月31日までとする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(議長)

第4条 戦略会議には議長を置き、市長が務める。

- 2 議長は、戦略会議を総理する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(戦略会議)

第5条 戦略会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 戦略会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に戦略会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 戦略会議には、専門の事項について検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会に属する委員は、議長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「戦略会議」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報償費等)

第7条 市は、戦略会議の委員及び部会の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 戦略会議の委員及び部会の委員以外の者が、戦略会議又は部会に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第8条 戦略会議及び部会の庶務は、企画部政策企画課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議及び部会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。